

事務事業の概要 (平成27年度)

一般会計

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
3	1	1	1 国民健康保険特別会計 繰出金	414,783	50,505	167,942				196,336	国民健康保険特別会計を円滑に運営するため、職員給与等を一般会計から繰出す。 繰出金：414,783千円
3	1	4	1 国民年金事務費	3,728					3,728	0	国民年金の趣旨を理解してもらい、所得保障である年金権を確保する。 共済費：435千円、賃金：3,051千円
3	1	5	1 後期高齢者医療事務費	28,974					7,196	21,778	事業を推進するための各種共通経費を計上し各事業を円滑に推進する。 委託料：6,783千円、負担金：17,186千円
3	1	5	2 後期高齢者医療費	466,214						466,214	後期高齢者医療の円滑な運営のための負担金。
3	1	5	3 後期高齢者医療特別会計 繰出金	117,683		88,262				29,421	後期高齢者医療特別会計を円滑に運営するための繰出金 (保険料軽減分)
3	1	5	4 老人保健医療事業	0						0	老人保健特別会計の閉鎖により、支出が発生した場合一般会計で対応する。
3	1	7	1 高額療養費貸付事業	1,500					1,500	0	医療費の支払いが困難な人への貸付金。
3	1	9	1 出産費資金貸付金	0					0	0	出産に要する費用の支払いが困難な人への貸付金。
全頁の総計				1,032,882	50,505	256,204	0	0	12,424	713,749	

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
417,067	19,296	150,250				247,521
4,223					4,223	0
29,156					6,733	22,423
463,715						463,715
114,069		85,552				28,517
0						0
4,450					4,450	0
0					0	0
1,032,680	19,296	235,802	0	0	15,406	762,176

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
416,244	50,504	167,941				197,799
3,950					3,950	0
31,375					7,856	23,519
488,134						488,134
121,956		90,451				31,505
0						0
5,000					5,000	0
336					336	0
1,066,995	50,504	258,392	0	0	17,142	740,957

(様式2-1号)

事務事業の概要（平成27年度） 事務事業の概要（平成27年度）
国民健康保険特別会計

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
1	1	1	1 一般管理費	47,668						47,668	国民健康保険事業を円滑に推進するための経費。 賃金：5,561千円、役員費：3,067千円、委託料： 5,747千円
1	1	2	1 連合会負担金	1,979						1,979	茨城県国民健康保険団体連合会に対する負 担金。
1	2	1	1 賦課事務費	667						667	国民健康保険税の賦課事務に要する経費。 需用費：23千円、役員費：644千円
1	3	1	1 運営協議会費	202						202	国保運営協議会の円滑な運営に要する経 費。 報酬：202千円
1	4	1	1 趣旨普及費	338						338	国民健康保険事業の普及・啓蒙を図るため の経費。
2	1	1	1 一般被保険者療養給付 費	3,331,638	949,173	201,225			904,750	1,276,490	一般被保険者が受診した医療行為に対して 自己負担を超える部分の保険者負担金。
2	1	2	1 退職被保険者等療養給 付費	244,860					226,511	18,349	退職被保険者の受診した医療行為に対して 自己負担を超える部分の保険者負担分。
2	1	3	1 一般被保険者療養費	27,805	2,001	1,671			7,512	16,621	一般被保険者が、保険証を提出しないで保健医療機 関等で診療を受けた場合、又は保健医療機関以外の 病院や柔道整復師に診療を受けた場合、保険者が本 人に給付する負担金
2	1	4	1 退職被保険者等療養費	1,412					1,317	99	退職被保険者が、保険証を提出しないで保健医療機 関等で診療を受けた場合、又は保健医療機関以外の 病院や柔道整復師に診療を受けた場合、保険者が本 人に給付する負担金
2	1	5	1 審査支払手数料	11,215						11,215	診療報酬明細書（レセプト）の審査件数に応じて、 国保連合会に支払う手数料。
2	2	1	1 一般被保険者高額療養 費	398,442	113,563	24,075			182,026	78,778	一般被保険者が医療機関に支払った自己負担額が 80,100円を超えた場合、又は前期高齢者が自己負担 限度以上に支払った場合に支給する負担金。
2	2	2	1 退職被保険者等高額療 養費	44,276					40,964	3,312	退職被保険者が医療機関に支払った自己負担額が 80,100円を超えた場合、又は前期高齢者が自己負担 限度以上に支払った場合に支給する負担金。
2	2	3	1 一般被保険者高額介護 合算療養費	157						157	医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者が いる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に合 算し、合算限度額を超えた分を支給する負担金。
2	2	4	1 退職被保険者等高額介 護合算療養費	0						0	医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者が いる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に合 算し、合算限度額を超えた分を支給する負担金。

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
48,826						48,826
1,991						1,991
8,772						8,772
168						168
273						273
3,217,178	883,011	192,386			875,371	1,266,410
259,640					259,640	0
29,710	8,154	1,776			8,083	11,697
2,163					2,163	0
11,728						11,728
346,469	95,093	20,718			158,199	72,459
34,880					34,880	0
44						44
0						0

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
50,899						50,899
1,946						1,946
965						965
418						418
476						476
3,354,824	948,768	208,267			1,208,855	988,934
217,374					198,434	18,940
29,130	8,237	1,808			7,977	11,108
1,336					1,219	117
12,725						12,725
385,939	109,144	23,958			183,758	69,079
38,315					34,983	3,332
200	56	12			54	78
50					45	5

※この様式には、事業ごとの単位で記載してください（節等までの記載は必要ありません。）。

事務事業の概要(平成27年度)

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳(千円)						事業内容(概要)	
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源		
2	3	1	1 一般被保険者移送費	0						0	重傷な一般被保険者が、入院や転院などの移送に費用がかかった場合に支給(保険者が必要と認めた場合に限り支給)する負担金。	
2	3	2	1 退職被保険者移送費	0						0	重傷な退職被保険者が、入院や転院などの移送に費用がかかった場合に支給(保険者が必要と認めた場合に限り支給)する負担金。	
2	4	1	1 出産育児一時金	20,026						20,026	被保険者の出産に係る費用について、保険者が一時金を支給する負担金。	
2	5	1	1 葬祭費	3,520						3,520	被保険者の死亡に対して、喪主に保険者が一時金を支給する負担金。	
3	1	1	1 後期高齢者支援金	842,354	240,073	50,895				228,837	322,549	後期高齢者医療制度運営に要する費用の一部をほかの医療保険が負担するための負担金。
3	1	1	2 後期高齢者関係事務費 拠出金	55							55	後期高齢者医療制度の事務に要する費用の拠出金。
4	1	1	1 前期高齢者納付金	538	141	30				134	233	後期高齢者に係る負担の不均衡を保険者間で調整して納付する負担金。
4	1	1	2 前期高齢者関係事務費 拠出金	56							56	前期高齢者関係の事務に要する費用の拠出金。
5	1	2	1 老人保健事務費拠出金	30							30	老人保健医療制度の事務に要する費用の拠出金。
6	1	1	1 介護納付金	388,176	96,395	20,436				91,883	179,462	全国一律の第2号被保険者数一人当たり負担額に第2号被保険者を乗じて算定された額を社会保険診療報酬支払基金に納付する負担金。
7	1	1	1 高額医療費共同事業医療費拠出金	115,204	28,801	28,801				49,186	8,416	国保連合会を実施主体として行われている市町村の共同事業で、高額な医療費による保険者の財政負担を緩和するための負担金。
7	1	1	2 高額医療費共同事業事務費拠出金	1							1	高額医療費共同事業の事務に要する費用の拠出金。
7	1	1	3 その他共同事業拠出金	2							2	退職者医療の高額医療費共同事業の事務に要する費用の拠出金。
7	1	4	1 保険財政共同安定化事業拠出金	1,299,322						1,286,917	12,405	市町村の拠出金をもとに、市町村国保間の保険税の標準化、保険財政の安定を図る負担金。
8	1	1	1 保健衛生普及費	2,254							2,254	保険者が被保険者の健康保持増進のために行う事業。 役務費:1,760千円、委託料:490千円
8	2	1	1 特定健康診査等事業費	36,852	7,488	7,641					21,723	高齢者の医療費の確保に関する法律に基づき被保険者が被保険者の生活習慣病予防のために行う健診事業。 賃金:2,519千円、委託料:31,379千円
9	1	1	1 支払準備基金積立金	70						70	0	国民健康保険支払準備基金の利子相当分。
10	1	1	1 一般被保険者保険税還付金	7,037							7,037	一般被保険者の国保税還付金
全頁の総計				6,826,156	1,437,635	334,774	0	0	3,020,107	2,033,640		

H26決算額 (千円)	財源内訳(千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
0						0
0						0
23,578						23,578
3,200						3,200
842,540	231,248	50,382			229,248	331,662
58						58
612	167	36			166	243
58						58
30						30
372,285	102,179	22,262			101,296	146,548
106,316	26,579	26,579			42,618	10,540
1						1
2						2
432,798					432,798	0
2,306						2,306
37,771	7,758	7,758				22,255
84					84	0
3,886						3,886
5,787,367	1,354,189	321,897	0	0	2,144,546	1,966,735

H28予算額 (千円)	財源内訳(千円)						
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
100						100	
50						50	
25,200						25,200	
3,600						3,600	
874,362	252,929	55,521			244,919	320,993	
77						77	
1,071	302	66				293	410
62						62	
30						30	
355,808	100,624	22,088			97,437	135,659	
123,410	30,852	30,852				52,046	9,660
1						1	
2						2	
1,365,210						1,365,210	0
2,616							2,616
44,554	7,684	7,684					29,186
70						70	0
3,200							3,200
6,894,020	1,458,596	350,256	0	0	3,395,300	1,689,868	

(様式2-1号)

事務事業の概要 (平成27年度)

後期高齢者医療特別会計

課等名	保険課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)
					国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源	
1	1	1	1 広域連合納付金	524,827						524,827	保険者である後期高齢者医療広域連合に納付する被保険者からの保険料等負担金
2	1	1	1 保険料還付金	209						209	後期高齢者医療保険料の還付金。
2	1	2	1 還付加算金	0						0	後期高齢者医療保険料の還付加算金。
										0	
全頁の総計				525,036	0	0	0	0	0	525,036	

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
502,511						502,511
613						613
65						65
						0
503,189	0	0	0	0	0	503,189

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫 支出金	県支出金	分担金 負担金	市債	その他	一般財源
533,053						533,053
500						500
20						20
						0
533,573	0	0	0	0	0	533,573

(様式1号)

職員等の配置状況

課等名	保険課
-----	-----

職員数(人)

区分	課長	副参事 (主任企画員)	課長補佐 (総括)	グループ長 (課長補佐)	保険・年金 グループ	グループ	合計
平成28年度	1	0	1	1	7		10
平成27年度	1	0	1	1	7		10
職員の増△減	0	0	0	0	0	0	0

※区分に記載されていない役職等は、必要に応じてそれぞれ表を修正して記入してください。

※平成26年度を基本に作成してください。

臨時職員等について(平成27年度)

グループ名	種別	雇用期間	勤務日数 (週)	人数	職務内容
保険・年金	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	4人	国保・後期高齢者医療事務
保険・年金	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	2人	国民年金事務
保険・年金	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	2人	レセプト点検事務
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
課 合 計			15日	8人	

※『種別』の欄には臨時職員・嘱託職員の別を記入してください。

※雇用期間、勤務日(週)数等については、現状に併せて表を修正して記入してください。

業務処理手順・業務フロー整理表

評価対象業務名		国民健康保険事務								
業務処理手順・処理業務概要						業務フロー				
NO	作業名	作業概要	件数	作業担当					業務フロー図	
				責	管	正	外	委		
1	国保資格取得の届出	被用者保険資格喪失証明書・退職証明書等による国保加入日の確認、端末入力、被保険者証及び国保税試算書を交付する。	2,168			2			2	
2	国保資格喪失の届出	新たに加入した健康保険の被保険者証等による国保脱退日の確認、端末入力、被保険者証の回収、国保税試算書を交付する。	2,776			2			2	
3	国保税の賦課	毎年度6月末に国保被保険者の資格・所得情報を基に国保税の算定を行い、国保税納税通知書を発行し、7月中旬に送付する。それ以降の月については、毎月末に処理し、更正決定通知書を発行し送付する。	8,461			1			1	
4	国保短期被保険者証の交付	2月1日時点での国保税の納付状況に応じ、短期被保険者証切替予告通知を送付し、納付状況を確認し対象となる被保険者へは短期被保険者証を交付する。	1,020			1				
<p>《その他特記事項》 ※作業担当欄の“正”は正規一般職員、“外”は正規外の臨時職員</p>										

那珂市国民健康保険の被保険者等の状況

年度	那珂市				国保被保険者数等				届出受理件数		短期被保険者証の 交付件数	
	世帯数	伸び率	人口	伸び率	世帯数	伸び率	被保険 者数 (人)	伸び率	被保険者増 (転入・社保 離脱)件数	被保険者減 (転出・社保 加入)件数	世帯数	枚数
27	22,191	101.4%	55,547	99.8%	8,490	98.0%	14,627	96.0%	2,168	2,776	530	1,020
26	21,889	100.8%	55,647	99.6%	8,664	99.5%	15,235	97.8%	2,304	2,652	532	1,046
25	21,719	101.0%	55,887	99.8%	8,711	100.4%	15,583	99.2%	2,331	2,454	607	1,252
24	21,500	101.7%	55,986	100.3%	8,677	100.5%	15,706	99.9%	2,455	2,476	562	1,158
23	21,142	101.0%	55,835	99.8%	8,632	101.6%	15,727	100.8%	2,453	2,324	577	1,210

事務事業の概要 (平成27年度)

課等名	税務課
-----	-----

款	項	目	事業名	H27決算額 (千円)	財源内訳 (千円)						事業内容 (概要)	
					国庫支出金	県支出金	分担金負担金	市債	その他	一般財源		
2	1	14	7 市税等過誤納還付金	27,303		27,303				0	市税の還付金及び返還金	
2	2	1	2 税務総務事務費	1,896						13	1,883	課税事務に必要な経費 ○旅費114千円 ○需用費 (消耗品費: 図書、法規追録) 386千円 ○負担金 (各協議会等負担金) 1,488千円
2	2	2	1 賦課事務費	14,150		14,150					0	臨時職員賃金、消耗品、印刷代、郵送料、電算処理委託料等課税に伴う事務費 ○賃金4,637千円、○需用費1,074千円、○役務費 (通信運搬費: 郵送料) 6,700千円、○委託料 (電算処理) 1,396千円 ○使用料及び賃借料44千円、○備品購入費1021千円
2	2	2	3 固定資産税課税台帳整備事業	32,605							32,605	航空写真を基に土地・家屋の異動処理及び面地条件の見直しを行い、詳細図文に向けた資料の整備を行う。 また、土地下落に対応する価格を算出するため、不動産鑑定を実施する。 ○委託料25,326千円
2	2	2	15 地方税電子申告事務補助事業									
全頁の総計				75,954	0	41,453	0	0	13		34,488	

H26決算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫支出金	県支出金	分担金負担金	市債	その他	一般財源
31,368		13,733				17,635
1,880					0	1,880
33,980		33,979				1
22,948						22,948
1,260		1,260				
91,436	0	48,972	0	0	0	42,464

H28予算額 (千円)	財源内訳 (千円)					
	国庫支出金	県支出金	分担金負担金	市債	その他	一般財源
14,000		14,000				0
2,495					2,495	0
14,544		14,544				0
27,048						27,048
58,087	0	28,544	0	0	2,495	27,048

(様式1号)

職員等の配置状況

課等名	税務課
-----	-----

職員数(人)

区分	課長	副参事 (主任企画員)	課長補佐 (総括)	グループ長 (課長補佐)	市民税 グループ	資産税 グループ	合計
平成28年度	1		1	2	7	6	17
平成27年度	1		1	2	7	6	17
職員の増△減	0	0	0	0	0	0	0

※区分に記載されていない役職等は、必要に応じてそれぞれ表を修正して記入してください。

※平成26年度を基本に作成してください。

臨時職員等について(平成27年度)

グループ名	種別	雇用期間	勤務日数 (週)	人数	職務内容
市民税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成28年6月30日まで	4日	3人	課税資料整理
市民税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	月14日	1人	課税事務、窓口事務補助
資産税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	月14日	2人	登記済通知書加除修正
資産税グループ	臨時職員	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5日	1人	登記済通知書加除修正
市民税グループ	臨時職員	平成29年1月5日から平成29年3月31日まで	4日	3人	課税資料整理
		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日	人	
課 合 計			13日	10人	

※『種別』の欄には臨時職員・嘱託職員の別を記入してください。

※雇用期間、勤務日(週)数等については、現状に併せて表を修正して記入してください。

業務処理手順・業務フロー整理表

評価対象業務名		固定資産税賦課業務							
業務処理手順・処理業務概要		業務フロー							
NO	作業名	作業概要	件数	作業担当					業務フロー図
				責	管	正	外	委	
1	固定資産税賦課業務(土地)	異動土地の把握 実地調査 評価 評価調書の作成 価格の決定 課税台帳へ登録 納税通知書の交付	23,506通	1	1	6	3	3	
2	評価	用途地区・状況類似地区の区分 主要街路及び標準宅地の選定 標準宅地の適正な時価の評定 主要街路の路線価の付設 各筆評点数の付設	162,773筆	1	1	6		3	
3	税額の決定	各筆の評価額 課税標準額の算定 特例の適用 名寄せ処理 税額	110,839筆	1	1	6		1	

《その他特記事項》

※「1固定資産税賦課業務(土地)件数23,506通」はデータ投入数。「家屋」のシート記載数と同数なのは、投入時に分別できないため。

※作業担当欄の”責”は課長・課長補佐(総括)、“管”は課長補佐(グループ長)、“正”は正規一般職員、“外”は正規外の臨時職員、“委”は業者数

業務処理手順・業務フロー整理表

評価対象業務名		固定資産税賦課業務						業務フロー	
業務処理手順・処理業務概要								業務フロー	
NO	作業名	作業概要	件数	作業担当					業務フロー図
				責	管	正	外	委	
1	固定資産税 賦課業務(家屋)	新增築家屋等の課税 客体の把握 実地調査 評価 価格の決定 課税台帳に登録	23,506通	1	1	6	3	2	
2	評価	実地調査 図面作成 評点付設	698件	1	1	6		1	
3	税額の決定	評価額 課税標準額 特例適用 名寄せ処理 税額	32,400棟	1	1	6		2	

《その他特記事項》

※「1 固定資産税賦課業務(家屋) 件数23,506通」はデータ投入数。「土地」のシート記載数と同数なのは、投入時に分別できないため。

※作業担当欄の”責”は課長・課長補佐(総括)、“管”は課長補佐(グループ長)、“正”は正規一般職員、“外”は正規外の臨時職員、“委”は業者数

市税等調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円, %)

税 目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
1 市民税	3,011,317	94.7	2,815,966	93.5	2,747,101	97.6	2,880,446	104.9	2,899,882	100.7	2,924,591	100.9
(1)個人市民税	2,699,114	98.7	2,487,744	92.2	2,420,694	97.3	2,506,888	103.6	2,549,870	101.7	2,539,847	99.6
(2)法人市民税	312,203	69.7	328,222	105.1	326,407	99.4	373,558	114.4	350,012	93.7	384,744	109.9
2 固定資産税	3,300,496	96.5	3,316,832	100.5	3,291,449	99.2	2,980,288	90.5	3,025,949	101.5	3,056,201	101.0
(1)固定資産税	3,292,155	96.5	3,309,618	100.5	3,284,239	99.2	2,973,254	90.5	3,019,097	101.5	3,049,039	101.0
(2)交付金	8,341	99.8	7,214	86.5	7,210	99.9	7,034	97.6	6,852	97.4	7,162	104.5
3 軽自動車税	112,184	103.9	115,024	102.5	117,272	102.0	120,668	102.9	124,608	103.3	128,504	103.1
4 市たばこ税	324,581	95.4	340,651	105.0	400,821	117.7	396,117	98.8	429,946	108.5	406,796	94.6
5 特別土地保有税												
6 都市計画税	335,037	97.1	340,206	101.5	341,340	100.3	306,783	89.9	311,094	101.4	314,720	101.2
7 国民健康保険税	1,491,422	99.2	1,417,205	95.0	1,400,766	98.8	1,421,318	101.5	1,449,633	102.0	1,388,087	95.8
(1)一般被保険者	1,350,853	99.7	1,279,291	94.7	1,256,455	98.2	1,285,719	102.3	1,324,436	103.0	1,280,096	96.7
(2)退職被保険者等	140,569	94.1	137,914	98.1	144,311	104.6	135,599	94.0	125,197	92.3	107,991	86.3
8 後期高齢者保険料(普徴)	127,163	123.7	118,659	93.3	119,243	100.5	135,978	114.0	138,314	101.7	139,813	101.1
9 介護保険料(普徴)	63,896	103.2	57,079	89.3	57,897	101.4	97,232	167.9	96,736	99.5	99,941	103.3
合 計	8,766,096	96.7	8,521,622	97.2	8,475,889	99.5	8,338,830	98.4	8,476,162	101.6	8,458,653	99.8

2 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村(東京都の特別区の場合は都)に納める税金です。

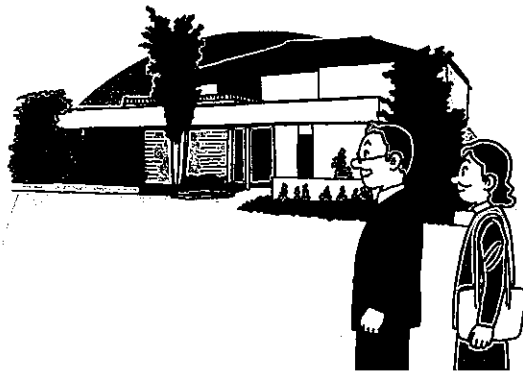
(1) 固定資産税を納める人(納税義務者)

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

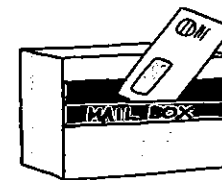
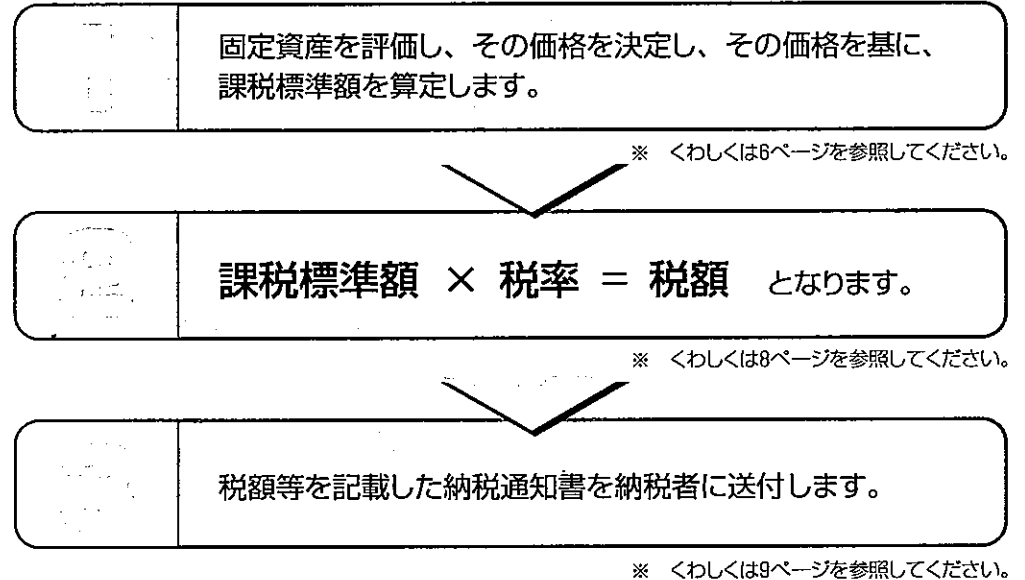
ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となります。

なお、償却資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引によるものについては、原則として所有者であるリース会社が納税義務者となります。



(2) 税額算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。



1

固定資産を評価し、その価格等を決定します。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

<p>価格の据置措置</p>	<p>固定資産税の土地と家屋の評価額は3年に一度評価替えが行われます。</p> <p>土地と家屋については、原則として、基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日(1月1日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。(平成28年度は第二年度です。)</p> <p>ただし、第二年度又は第三年度において①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い、価格を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成28年度、平成29年度の価格の修正</p> <p>土地の価格は、上記のように、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則ですが、平成28年度、平成29年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。</p> </div>
<p>償却資産の申告制度</p>	<p>償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。</p>
<p>土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p>	<p>固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となるため、通常4月1日から最初の納期限の日までの間、固定資産課税台帳を基に作成される土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格が記載)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載)により、土地又は家屋の納税者の方に当該市町村(東京都の特別区及び政令指定都市の区の区域)内の全ての土地又は家屋の価格をご覧いただけるようになっています。(市町村によって縦覧場所・縦覧期間が異なりますので、市町村の公報等を参考にしてください。)</p>

固定資産の評価替えとは



固定資産の評価替えとは何ですか。



固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。したがって、本来であれば毎年度評価替えを行い、その結果を基に課税を行うことが理想的といえますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地と家屋については原則として3年間価格を据え置く制度、換言すれば、3年毎に価格を見直す制度がとられています(次の基準年度は、平成30年度です)。

この意味から、評価替えは、この間における資産価格の変動に対応し、適正な均衡のとれた価格に見直す作業であるといえます。

なお、土地の価格については、平成28年度、平成29年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により、価格を修正することとなっています。



2

課税標準額×税率＝税額となります。

課税標準額	<p>原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。</p> <p>※ 住宅用地の課税標準の特例については16ページ以降を、土地の税負担の調整措置については18ページ以降を参照してください。</p>						
免税点	<p>市町村の区域内^(※)に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>土地</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> </tr> </table> <p>(※) 東京都特別区や政令指定都市にあっては、各特別区や行政区ごとに免税点を適用します。</p>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
土地	30万円						
家屋	20万円						
償却資産	150万円						
税率	<p>固定資産税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率(標準税率)は、1.4%です。しかし、市町村で財政上その他の必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。</p>						

3

税額等を記載した納税通知書を納税者に送付します。

納税のしくみ	<p>固定資産税は、納税通知書によって市町村から納税者に対し税額が通知され、市町村の条例で定められた納期(通常は年4回)に分けて納税することとなります。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">通常年4回に分けて納税</p>
納税通知書	<p>納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法等が記載されています。</p>

課税のしくみ

1 土地に対する課税

(1) 評価のしくみ

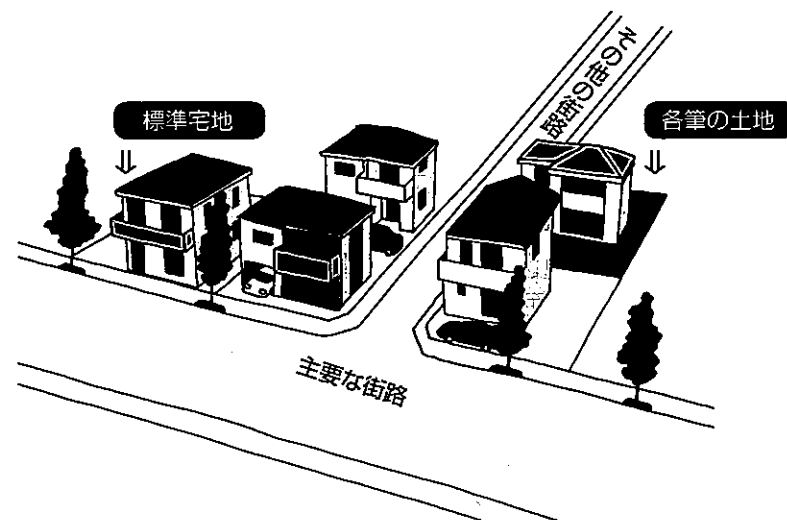
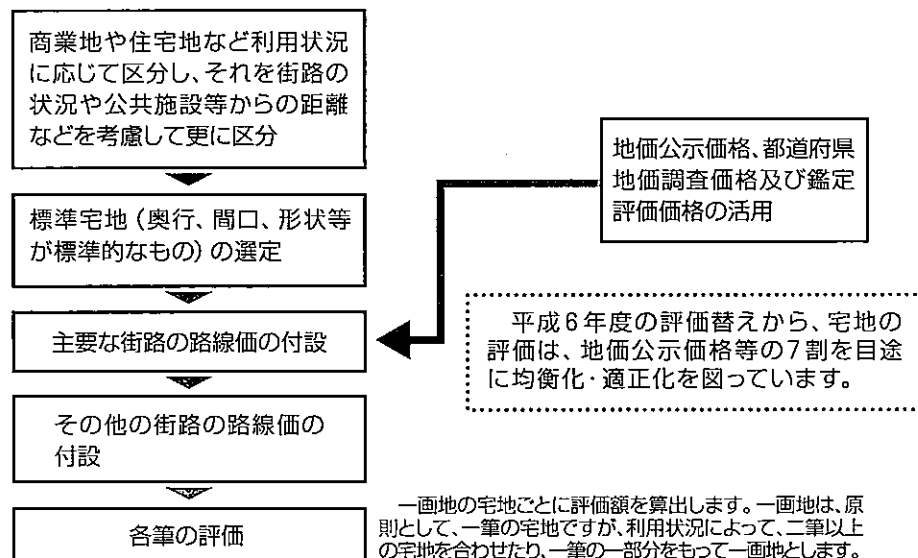
固定資産評価基準によって、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

■ 地目

地目は、宅地、田及び畑（併せて農地といいます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。

■ 地目別の評価方法

ア 宅地（市街地宅地評価法の場合）の評価方法



<標準宅地について>

標準宅地とは、市町村内の状況の類似する地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

<路線価について>

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格等を基にして求められ、その他の街路の路線価は、この主要な街路の路線価を基にして幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。

宅地の価格（評価額）は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状など）に応じて求められます。

2 家屋に対する課税

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

■ 新築家屋の評価

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

再建築価格 …………… 評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築とした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率 …… 家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

■ 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

在来分家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えが行われます。（次の基準年度は平成30年度です。）

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

$$\parallel$$

$$\boxed{\text{基準年度の前年度の再建築価格}} \times \boxed{\text{再建築費評点補正率}}$$

[木造家屋 …… 1.06]
[非木造家屋 …… 1.05]

ただし、上記算式により算出された評価額が前年度の評価額を超える場合には、引き上げられることなく、前年度の評価額に据え置かれます。

（なお、増改築又は損壊等がある家屋については、これらを考慮して再評価されます。）



※ 再建築費評点補正率とは、前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した率です。

※ 数値は、平成27年度の評価替えの際に用いられたものです。

家屋は、原則として価格（評価額）が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

$$\text{課税標準額（価格）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(2) 新築住宅に対する減額措置

新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税額が減額されます。平成28年度の減額措置の適用関係は次のとおりです。

■ 適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

ア 専用住宅や併用住宅であること。（なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）

※ 専用住宅や併用住宅の内容については16ページを参照してください。

イ 床面積要件 …… 50m²（一戸建以外の貸家住宅にあつては40m²）以上280m²以下

※ 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

■ 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が120m²までのものはその全部が減額対象に、120m²を超えるものは120m²分に相当する部分が減額対象になります。

■ 減額される額

上記の減額対象に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

■ 減額される期間

一般住宅分 …………… 新築後3年度分
（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分）

長期優良住宅分※ …… 新築後5年度分
（3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分）

※ 申告書の市町村への提出が要件